

ナイジェリアの大規模灌漑計画と土地・農民問題(特集 アフリカ諸国の開発計画)

| | |
|-----|--|
| 著者 | 室井 義雄 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| 雑誌名 | アフリカレポート |
| 発行年 | 1986-09 |
| 出版者 | アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00008778 |

代替地が与えられたが、移転先は水源地からはむしろ遠く、地味低下や土地不足、水不足が逆に深刻化した例も少なくなかった。このため、かなりの農民がカノ市等の他地域へ再流出した。

他方、灌漑対象地域内の農民の場合でも、主要水路、道路、貯水池、政府のパイロット農場や事務所等の建設に伴い、相当数が土地を失った。彼らに対してはエーカー当たり80ナイラが補償されたが、もともと人口稠密なカダワ地方でこの価格で代替地を購入することはきわめて困難であった。おりからの建設ブームも加わり、同地方の土地価格はエーカー当たり250ナイラ(1977年時点)に急上昇していた。こうして、ある村落調査の例では、307戸中113戸が土地を失ったが、代替地を購入できたのはわずか10戸にすぎず、残りの多くは借地により耕地を確保するか、他地域へ流出するかしている。

他方、ダムの下流域の農民も影響を受けた。彼らは、雨期に溢れた川が運んだ肥沃な土地(ファダマ地)で乾期に農耕を行っていたが、ダムの建設により雨期の水量が減少したため肥沃土を失い、食糧生産はむしろ減退した。こうした事態は計画の事前調査では考慮に入れられておらず、彼らに対する補償も準備されていなかった。

3 灌漑地における土地利用

当初、灌漑地については、その全てを政府が買収し、小作協定の下で農民に貸出すか、あるいは国営農場化して農業労働者を雇用する方法が考えられた。「土地保有法」(1962年)によれば、全ての土地所有権は政府に帰属するのであるから、強制収用も理論的には可能であった。だが、全耕地の買収には巨額の資金を必要とし、また政治的混乱を招くとの理由で、この案は実行に移されなかつ

た。現実には、灌漑施設が整備された後に、元の農民に元の耕地面積の90%分(10%分は道路や水路用地等として差引かれた)が、可能な限り元の位置に長方形の区画で割当てられた。つまり、以前には分散していた各地片がともかく1カ所に統合されたものの、各農民当りの耕地面積という点ではなおも小規模のままであった(平均0.5~10エーカー)。また土地用益権や処分権も、依然として各農民が保持していた。

このため、政府は土地利用や管理の効率化の観点から耕地の一層の整理・統合を指導したが、各農民の土地保有形態が複雑に入り組んでいたこと、各地片の肥沃度に格差が存在していたこと等の理由で、農民側はこれを拒否した。土地保有形態について一言触れると、各農民は相続、担保、信託、借入、購入(法律上は禁止)等、さまざまな方法で土地用益権を獲得しており、また同一地片に複数(たとえば兄弟)の用益権が主張されている場合もあった。

こうしたなかで、カダワ地方の農民は5~10月の雨期にソルガム、ミレット、ささげ、米、野菜等の食料作物を中心に、落花生、棉花等の換金作物を副次的に生産し、また乾期には商業、屠殺業、仕立て屋、漁業、輸送業、手工業等に従事していた。いずれにせよ、大多数の農民にとって、農業生産の最大の目的は年間を通じた自家消費用食料の確保であった。

ところが、政府は灌漑地の乾期の作物として、都市市場向け小麦の単作を要求した。自給用食料の不足分は、小麦の販売収入で買戻せると判断したのである。だが、小麦の収量を高めるには、適切な水量、温度、施肥および作付時期の確保が必要である。ここで、幾つかの問題が生じた。まず、小麦が作付されねばならない11月には、畑にはまだソルガムが残っていた。つまり、雨期作物のソ

ルガム(主食)と乾期作物の小麦(換金用)が土地利用上で直接競合する関係にあった。政府は、ソルガムの生産を続け小麦の生産を拒否した農民に対しては、水、種子、肥料、トラクター耕起サービス等の供給(いずれも有料であるが)を止めたが、これは灌漑施設の高価な遊休を意味した。

また、継続的な水の管理や除草、病虫害対策の増加に伴い、労働力がむしろ不足気味になった。政府は、乾期の農民は不完全雇用状態にあると考えていたが、実際には上記のような多種の仕事に就き農外所得を得ていた。家族労働力に余裕のない世帯では、小麦生産のためにこれらの仕事を放棄するか、あるいは賃金労働者を雇用せねばならなくなった。だが、相対的に安価な外国産小麦の大量輸入のため、小麦の販売収入があまり期待できないなかでは、乾期に小麦生産に専念するのはリスクが大きすぎた。また多くの農民にとっては、賃金労働者を雇う余裕もなかったと考えられる。

4 開発と農民

「カノ・リバー計画」は、カダワ地方の農業生産力を高め、かつ農民の生活水準を向上させたであろうか。同計画はまだ進行中であり、性急な評価は避けるべきと思われるが、少なくとも過去の経験から幾つかの問題点は指摘できるだろう。

第1に、灌漑施設の建設のため立退きを強いられた農民や、結果としてファダマ地を失った下流域の農民にとっては、「開発」はむしろ「貧困」を

もたらしたと言えるだろう。

第2に、乾期に小麦の単作を行ないえたのは、もともと主食生産に余裕があり、また十分な灌漑諸サービスを購入できた一部の富農層に限られていた。自給用食料すら十分に生産できなかった多くの小農は、政府が指導するような小麦生産は断念せざるを得なかった。これは、同計画の投資効率を大きく損った要因の一つと考えられる。

第3に、小麦生産に向かった場合でも、平均収量は必ずしも高くはなく(期待値のヘクタール当たり4トンの約半分)、諸サービスの購入代金を返済できない農民が出現した。彼らは結局、小作人や賃金労働者に没落し、他方では、富農層やカノ市在住のビジネスマン等が土地を集積するという事態が生じた。農民の土地からの切離しという「本源的蓄積」過程が、「開発」によって拍車をかけられたと言えるだろう。

こうして、農民間のさまざまな格差が拡大する一方、農業生産力についても、ソルガム等の伝統的な食料の生産高は、カダワ地方全体でむしろ下落していることも予想される。小麦については、仮に増産が実現したとしても、それはあくまでも都市市場向けであり、カダワ地方の食料事情の改善には必ずしもならない。

総じて、大規模かつ資本・技術集約的な〈近代の〉灌漑計画が、カダワ地方の自然環境や〈伝統的〉生産体系と必ずしも適合していないところに、問題の難しさがあると考えられる。

(むろい・よしお/専修大学経済学部助教授)